

岩手県職業能力開発審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 10 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 66 号

岩手県職業能力開発審議会条例の一部を改正する条例

岩手県職業能力開発審議会条例（昭和 33 年岩手県条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第 1 条 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号） <u>第91条第2項</u> の 規定に <u>より</u> 、岩手県職業能力開発審議会（以下「審議会」という。） を置く。	(設置) 第 1 条 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号） <u>第91条第1項</u> の 規定に <u>基づき</u> 、岩手県職業能力開発審議会（以下「審議会」という。） を置く。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。